

栃木市定住自立圏形成方針（変更の素案）

本市は、旧栃木市の区域（以下「中心地域」という。）並びに旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町、旧西方町及び旧岩舟町の区域（以下「近隣地域」という。）で形成する「栃木市定住自立圏」（以下「圏域」という。）に関し、次の方針を策定する。

（目的）

第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った本市において、旧1市5町による定住自立圏を形成するとともに、暮らしに必要な生活機能を「集約とネットワーク」により圏域全体で確保し、圏域のどこでも誰でも安心して「定住」できる環境を整備し、圏域全体の均衡ある発展を目指すことを目的とする。

（基本方針）

第2条 前条の目的を達成するために、本市は、栃木市総合計画の下、次に掲げる政策分野について、中心地域や近隣地域の特色を生かした相互連携と機能分担を行い、圏域全体の活性化を図るものとする。

- (1) 生活機能の強化
- (2) 結びつきやネットワークの強化
- (3) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等

（連携する具体的な事項）

第3条 前条の基本方針に基づく、相互連携や機能分担を行う内容は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容及び当該取組における中心地域と近隣地域の機能は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 生活機能の強化

ア 医療

(ｱ) 医療体制の充実

a 取組の内容

急性期から回復期、在宅医療に至るまで、各医療ステージにおける切れ目のない医療提供体制（地域完結型医療提供体制）の充実を目指す。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、圏域医療の中核となる病院が開業医（かかりつけ医）や他の病院、福祉介護施設等との連携強化を通して患者情報の共有化を図り、地域医療の中核施設として、地域が一体となった医療や療養環境づくりを目指すとともに、急患センターや病院群輪番制病院等の設置により休日及び夜間の診療体制を確保する。

(b) 近隣地域においては、地域の医療機関が中心地域の中核病院等と連携を図り、地域医療体制を維持する。

イ 福祉

(ｱ) 総合的な福祉の推進

a 取組の内容

(a) 支援を必要とする方々の多様なニーズに応じた細やかな福祉サービスの提供を図る。

(b) 様々な主体による福祉の取組が積極的に進められ地域で支え合い助け合うことのできる環境を整える。

(c) 若い世代が安心して結婚・妊娠・出産・育児ができる環境を整

備する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、市と社会福祉協議会、その他関係機関が連携を図り、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するとともに、妊産婦に対するサポートや、こども医療費助成等子育てに係る経済的負担の軽減に努め、妊娠出産・子育て支援、子育て環境の充実を図る。

(b) 近隣地域においては、包括的な支援体制の役割分担の下、自治会や地区社会福祉協議会の活動の活性化を図るとともに、保育事業や子育て支援センター等の子育て支援体制の充実を図る。

ウ 教育

(ア) 教育環境の充実

a 取組の内容

(a) だれもが生きがいをもって、心身ともに学び成長できる環境の充実を図る。

(b) 市民が互いに絆を結び、未来を拓く「生きる力」をもった子どもたちを育て、ふるさとを誇れる人づくりやまちづくりを推進する。

(c) 多様な人々と協働して課題を解決できる子どもを育む環境の充実を図る。

b 機能分担

(a) 市内小中学校において、児童生徒に確かな学力、豊かな心、健康やかな体を育む教育やコミュニケーション能力の向上等を目指したグローバル教育の充実、学校施設の改修等の推進を図る。

- (b) 圏域全体において、“地域ぐるみで子どもたちの「生きる力」を育むこと”を核として、学校、家庭、地域及び行政との連携・協働により、地域社会が一体となった総合的な教育環境の充実を図る。

(イ) 文化の振興

a 取組の内容

- (a) 文化活動団体の支援や文化の伝承者の育成により、地域の特色ある歴史文化の継承及び発展を図る。
- (b) 文化芸術にふれる機会の拡充や文化施設の整備等により、文化芸術に親しむ環境を整える。
- (c) 文化財をはじめとする歴史的文化遺産を保護するとともに、地域資源として活用を図る。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、蔵の街並みに代表される歴史的建造物や歴史的文化遺産の調査、研究及び保存の推進を図るとともに、観光資源としての活用を図る。
- (b) 近隣地域においては、地域の優れた歴史文化の振興を図るとともに、次世代へ引き継ぐべき財産となる文化財の保全に努める。

エ 産業振興

(7) 農林業の振興

a 取組の内容

- (a) 農業生産基盤の充実、多様な担い手の育成支援、特色ある農産物の生産販売体制の強化、強い農業・稼げる農業への転換の支援等により農業の経営基盤の充実を図る。

- (b) 地域ブランドの産地化、観光等との連携、体験型グリーンツーリズムの推進、安全安心で新鮮な農産物の提供、双方向型農業の推進等により特色ある農林業の展開を図る。

- b 機能分担

- (a) 中心地域においては、優良農地の適切な保全、かんがい排水施設の保全整備促進、地域の中心となる経営体の育成及び農地の集積、農産物の販売流通体制の多様化、新規就農者の育成確保、販売体制の拡充を図る。

- (b) 近隣地域においては、地域の特性に合わせ優良農地の適切な保全、かんがい排水施設の保全整備促進、地域の中心となる経営体の育成及び農地の集積、農産物の販売流通体制の多様化、新規就農者の育成確保、地域の特色を生かした農産物の振興を図る。

- (イ) 商工業の振興

- a 取組の内容

- (a) まちの魅力や市民生活の利便性の向上に資する商業機能の再生や活性化を図る。
- (b) まちの活力を生み出す経済的基盤として工業全体の競争力の強化を図る。

- b 機能分担

- (a) 中心地域においては、空き店舗対策の推進、商工団体との連携強化、起業支援や事業承継支援により、商業拠点としての商店街の活性化支援等を図るとともに、競争力の高い工業機能の強化を図る。中小企業に対しては、金融機関等との連携による融資制度の充実、事業所の設備投資や経営体質強化の促進等を図る。

(b) 近隣地域においては、空き店舗対策の推進、商工団体との連携強化、起業支援や事業承継支援により、商業機能の維持及び充実を図るとともに、競争力の高い工業機能の強化を図る。中小企業に対しては、金融機関等との連携による融資制度の充実、事業所の設備投資や経営体質強化の促進等を図る。

(ウ) 雇用の創出

a 取組の内容

地域経済が活性化され、多様な働き方が選択でき、人々が生き生きと働くことができる環境を整える。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、栃木インター産業団地の整備に努めるとともに、既存企業の定着化等を図る。

(b) 近隣地域においては、平川産業団地、佐野藤岡インターチェンジ周辺、国道50号周辺、都賀インターチェンジ周辺及び都賀西方スマートインターチェンジ周辺の立地環境を生かした新たな産業基盤等の整備に努めるとともに、雇用創出効果の高い新規企業の誘致、既存企業の定着化等を図る。

オ 防災

(ア) 災害に強いまちづくり

a 取組の内容

「栃木市国土強靱化地域計画」の着実な実行を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、国・県と連携し、一級河川の整備等によ

り圏域全体の治水対策を推進するとともに、市民の防災意識の向上を図る。

- (b) 近隣地域においては、普通河川及び排水路等の整備を促進し、地域の水害対策の強化を図るとともに、市民の防災意識の向上を図る。

(2) 結びつきやネットワークの強化

ア 地域公共交通の整備

(ア) 地域公共交通の整備

a 取組の内容

通勤・通学及び高齢者等の日常生活の移動手段を確保し、地域の実情に即した持続可能な地域公共交通の実現を目指す。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、大型商業施設、病院等を運行経路に組み込むことにより利便性の向上を図る。また、圏域外からのアクセスポイントとなる栃木駅を運行経路に組み込むことにより圏域内外の交流を図る。

- (b) 近隣地域においては、通勤・通学及び高齢者等の日常生活の移動手段として市民生活を支えるとともに、地域の実情や利用者のニーズに合った柔軟な運行に努める。

イ 道路等の交通インフラの整備

(ア) 幹線道路等の整備

a 取組の内容

主要幹線道路を補完しながら、地域の骨格を形成し、地域間のスムーズな移動を可能とする主要な市道、都市計画道路等の幹線道路

網の整備を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、周辺市町や各地域間のスムーズなアクセスを確保するため、相互に結節する幹線道路の機能強化及び整備を促進するとともに、中心的市街地としての道路網を構築するため、環状道路等の整備を進める。

(b) 近隣地域においては、周辺市町や各地域間のスムーズなアクセスを確保するため、相互に結節する幹線道路の機能強化及び整備を促進する。

(イ) 生活道路の維持管理

a 取組の内容

住環境を維持するため、安全で快適な暮らしを支える生活道路の維持管理を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、生活に密接する生活道路の舗装や除草等の管理を適切に行い、誰もが安全に安心して利用できる道路を維持することにより、安全で快適な住環境づくりに努める。

(b) 近隣地域においては、生活に密接する生活道路の舗装や除草等の管理を適切に行い、地域住民が安全に安心して利用できる道路を維持することにより、安全で快適な住環境づくりに努める。

ウ 地域内外の住民との交流及び移住促進

(ア) 定住促進

a 取組の内容

(a) 喫緊の課題である人口減少問題に対応するため、第2期「栃木

市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に基づく施策を着実に実施する。

- (b) 東京圏に近い地理的優位性、鉄道や高速道路等の交通利便性、高等学校群を擁する教育環境、全国的に高評価をいただいている子育てしやすい環境などの本市の“強み”を生かしたまちづくりを推進する。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、市街化区域への定住促進を図るため住宅新築等に対する支援等を行うほか、圏域内外に本市の魅力を情報発信する。
- (b) 近隣地域においては、地域コミュニティの維持につながる定住支援のための効果的な事業を展開する。

(イ) 観光レクリエーションの振興

a 取組の内容

- (a) 地域を支える活性化策の一つとして多様なニーズを充足する総合的な観光地づくりを推進する。
- (b) 業種を越えた連携強化により観光地としての新たな付加価値の創造を図る。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、蔵の街や太平山等の観光資源を活用し、魅力ある観光交流及びレクリエーション拠点を形成するとともに、観光ネットワークの形成や観光資源を生かした新たな企画の実施等により付加価値を高め、魅力向上を図る。
- (b) 近隣地域においては、太平山南山麓、渡良瀬遊水地、つがの里、

金崎さくら堤、いわふねフルーツパーク等の観光資源を活用し、魅力ある観光交流及びレクリエーション拠点を形成するとともに、観光ネットワークの形成や観光資源を生かした新たな企画の実施等により付加価値を高め、魅力向上を図る。

(3) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等

ア 中心市等における人材の育成

(7) 地域自治を担う市民の育成

a 取組の内容

地域コミュニティを主体とした自主的な活動を促進し、地域の特性を生かした市民によるまちづくりを推進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、市民団体やコミュニティ組織を支援し、市民相互・団体相互に活動を支え合う社会の実現を目指す。

(b) 近隣地域においては、地域の特性や実情に応じ、市民や各種団体が主体的にまちづくり活動を行えるよう支援し、市民相互・団体相互に活動を支え合う社会の実現を目指す。

イ 圏域内の公共施設の集約化・共同利用等

(7) 圏域内の公共施設の集約化

a 取組の内容

「公共施設適正配置計画」に基づき、公共施設の最適化の実現に向けた取組を推進し、量の縮小と質の維持・向上を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、施設の物理的状況や、利用状況・費用対効果を判断材料とし、施設の立地環境等を考慮した適切な配置を

進める。

- (b) 近隣地域においては、利用状況の妥当性や市民のニーズ等を判断材料とし、施設の適切な配置を進める。